

# ① 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要）

調査の結果、  
 ・「不適切な保育」の捉え方や  
 ・保育所、自治体における取組・対応に  
 ばらつきが見られた。

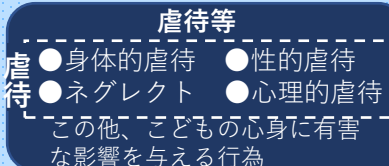
調査結果を踏まえ、  
 ・「不適切な保育」の考え方を明確化  
 ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応に関して、保育所等、  
 各自治体に求められる事項等を整理

## 「不適切な保育」や「虐待等」の考え方

### 〔「不適切な保育」や「虐待等」の考え方のイメージ図〕

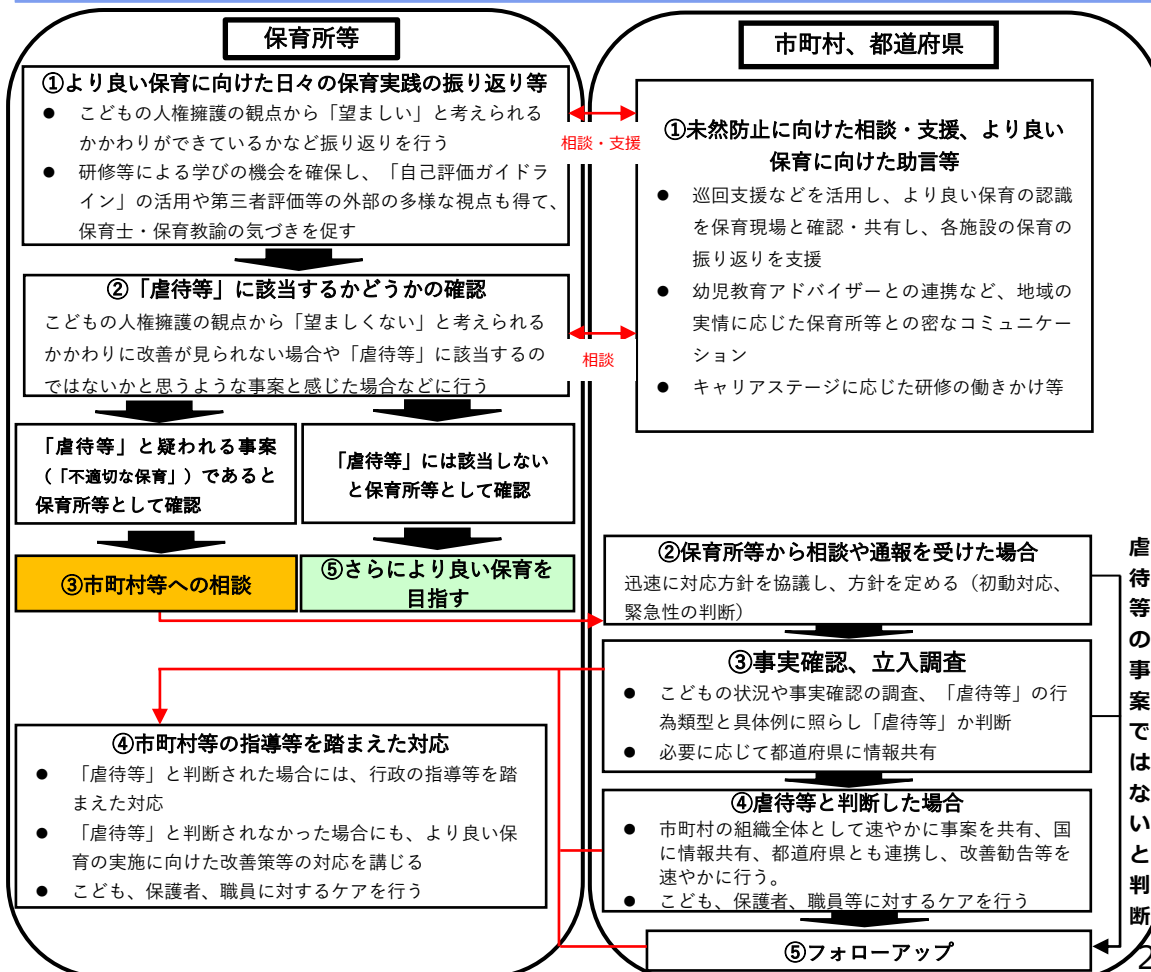
こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)



虐待	「身体的虐待」、「性的虐待」、「ネグレクト」、「心理的虐待」に該当する行為
虐待等	「虐待」に加えて「こどもの心身に有害な影響を与える行為」を含んだ行為 <small>※児童福祉施設設備運営基準第9条の2で禁止される「法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為」と同義。</small>
不適切な保育	「虐待等」と疑われる事案※
「望ましくない」と考えられるかかわり	こどもの人権擁護の観点から「望ましくない」と考えられるかかわり

## 保育所等、市町村及び都道府県における対応のフローチャート



虐待等の事案ではないと判断

(※) これまで「不適切な保育」と全国保育士会の「保育所・認定こども園等における人権擁護のためのセルフチェックリスト」の5つのカテゴリー（①子ども一人ひとりの人格を尊重しないかかわり、②物事を強要するようなかかわり・脅迫的な言葉がけ、③罰を与える・乱暴なかかわり、④一人ひとりの子どもの育ちや家庭環境を考慮しないかかわり、⑤差別的なかかわり）とを同じものと解していたが、同カテゴリーの中には「不適切な保育」とは言えないものも含まれており、「不適切な保育」の位置づけを見直した。